平成２３年（フ）第１６１２８号
東京都荒川区南千住６丁目29―２―207
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１５号
東京都町田市成瀬2263番地１松村テラス２号
債務者　井上喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４号
島根県益田市遠田町331番地、前住所山口市湯田温泉６丁目３番14―406号
債務者　中井　　修
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４８号
島根県益田市高津１丁目13番16号
債務者　植松　和惠
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１４９６号
東京都立川市錦町６丁目９番８号サポートセンター立川
債務者　大野　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５０７号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎1245番地６
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
島根県浜田市治和町ロ141番地１　205
債務者　野本　隆三
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第２２０号
長崎県佐世保市日宇町2810番地203、旧住所福岡県北九州市小倉南区大字市丸457番地１
債務者　立石　和也
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
長崎県佐世保市大野町264番地１　Ａ―103号、旧住所千葉県柏市旭町５丁目２番５号キャピタル柏107号
債務者　永藤　正文
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
熊本県山鹿市山鹿1613番地
債務者　徳永　正實
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
熊本県山鹿市山鹿1613番地
債務者　徳永　節子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１５９１６号
東京都町田市金井７丁目８―13　サンビューヒルズⅢ101
債務者　田村　勝美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９１７号
東京都町田市金井７丁目８―13　サンビューヒルズⅢ101
債務者　田村寿美子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０４３号
東京都世田谷区東玉川２丁目４―11―208
債務者　鯨岡佳保里
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０７９号
東京都八王子市弐分方町749―１
債務者　隈元　重郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部